○北陸地方整備局告示第三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年一月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録建築物調査機関の名称
　株式会社　関口組
二　住所
　富山県魚津市港町七番八号
三　代表者氏名
　代表取締役　関口　鉄雄
四　登録年月日
　平成二十四年一月三十日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　株式会社　関口組　富山県魚津市港町七番八号

○北陸地方整備局告示第四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号
　北陸地方整備局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人　新潟県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	古山　樹生

(2)　変更年月日
　平成二十四年一月四日

○九州地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月三十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百九十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員延長
	後別	
唐津市千々賀字寺ノ本二五三二番一から同市千々賀字山田川内八五二番二まで	前	二五・五〇メートル　九二・八〇キロメートル
	後	一四・五三メートル　一二・一五キロメートル　〇・二一七

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

国会事項

衆議院

政治倫理審査会会長補欠選任

一月二十六日審査会において、次のとおり会長を補欠選任した。

政治倫理審査会会長　松本　龍

政治倫理審査会会長辞任

一月二十六日審査会において、次の会長の辞任を許可した。

政治倫理審査会会長　川内　博史

質問書提出

一月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

教育行政における首長の権限に関する質問主意書（山内康一提出）
除染に伴う除去土壌等の量と減容化に関する質問主意書（高市早苗提出）

報告書受領

一月二十六日国と地方の協議の場議長藤村修から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第四回臨時会合）における協議の概要に関する報告書

議事日程

一月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号
平成二十四年一月二十七日（金曜日）
午後二時開議
一　国務大臣の演説に対する質疑（前会の続）

参議院

議事日程

一月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号
平成二十四年一月二十七日（金曜日）
午前十時開議
第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

質問主意書提出

一月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関する質問主意書（渡辺猛之提出）（第三号）

報告書受領

一月二十六日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第四回臨時会合）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

外務省

（大臣官房参事官兼総合外交政策局）外務事務官　宮島　昭夫
大臣官房審議官に昇任させる
（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官（公使））同　秋葉　剛男
大臣官房参事官に転任させる
アジア大洋州局に併任する
北米局に併任する
（大臣官房審議官兼北米局、アジア大洋州局）同　冨田　浩司
在アメリカ合衆国日本国大使館参事官に転任させる
アメリカ合衆国駐箚特命全権大使を補佐しアメリカ合衆国に在勤する期間公使の名称を与える（以上一月二十四日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する（各通）　氏家　和男　浦川　正則
正七位　川橋　省三　齊藤　和夫　藤田　義和　本多　文治　松山　俊一
従五位に叙する（各通）　天沼　利郎　伊藤　勝治　榎本　皓一　綛村　浩　中村　信一　棚橋　清香　堀内　憲純　西村　賢三　水田　泉榮　吉田　祐次
正六位に叙する（各通）　雨宮　博文　今坂　米作　清水　喜好　鳥山　正治　不破　竹司　森田　實　渡辺　明　栗田　政男　久留　成幸　山田　旭
従六位に叙する（各通）